

生活保護制度の概要等について

平成25年10月4日

厚生労働省社会・援護局保護課

目次

- 生活保護制度の概要について 2p
- 生活保護制度の現況について 6p
- 最低生活費について 16p
- 生活扶助基準等の見直しについて 21p
- 生活保護基準に関する主な意見について 26p
- 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策について 27p

生活保護制度

○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

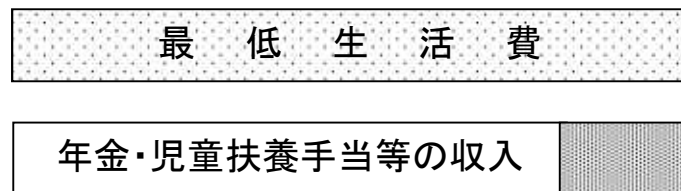
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

自立の助長

- ・ケースワーカーの月1回の家庭訪問等による就労指導
- ・福祉事務所とハローワークの連携強化
- ・福祉事務所への就労支援員の増配置

○ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。
(生活保護法第8条第2項)

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

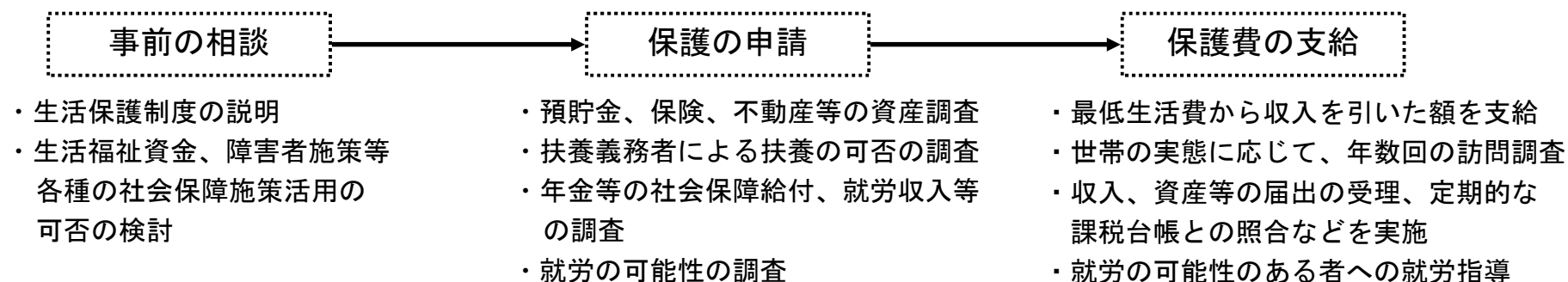
※勤労控除：就労収入のうち一定額を控除する仕組みであり、就労収入額に比例して控除額が増加。
⇒ 就労収入15,000円までは全額控除、全額控除以降の控除率は10%

○ 生活扶助額の例（平成25年8月～）

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	166,810円	133,120円
高齢者単身世帯(68歳)	80,140円	62,960円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	120,440円	94,620円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	190,410円	156,820円

※ 児童養育加算等を含む。

○ 生活保護の手続



○ 保護の実施機関と費用負担

- 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
 - ※ 福祉事務所の設置状況は、全国で1,251カ所（都道府県210、市999、町村42（平成25年4月1日現在））
 - ※ 福祉事務所の所員の定数は条例で定める。ただし、厚生労働省としては、以下の数を標準数として示している。
 - （市）被保護世帯240以下の場合：標準数3・被保護世帯80増すごとに1追加
 - （都道府県）被保護世帯390以下の場合：標準数6・被保護世帯65増すごとに1追加
 - ※ 全国のケースワーカー数（生活保護担当（非常勤を含む））：16,386人（24年保護課調べ）
 - ※ ケースワーカー1人当たりの受け持ち世帯数：（市）95.8世帯（都道府県）65.2世帯（24年保護課調べ）
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

生活保護の事務手続の概要

制度の相談

【対応者】・査察指導員
・ケースワーカー

- ◆ 相談に至った経緯について確認
 - ・現在の生活状況
 - ・収入の有無
 - ・病状
 - ・就労状況
 - ・資産、負債の有無
 - ・家族、親戚関係

- ◆ 活用できる他法他施策や新たなセーフティネット施策(住宅手当や生活福祉資金等)について、紹介や活用の助言を行う

他法他施策等の活用により、最低生活が維持される場合は、申請に至らない。

保護の申請

受理

審査

(期間は原則2週間)

【担当者】・査察指導員
・ケースワーカー

- ◆ 居住先などへの訪問調査
 - ・生活状況の把握等
- ◆ 資産調査
 - ・銀行に対して預貯金口座の有無、残高、生命保険会社へ加入の有無、解約返戻金等について照会
- ◆ 収入状況調査
 - ・就労している場合は、本人に給与明細等の提出を求め、必要に応じ雇用先に調査。
- ◆ 稼働能力の調査
 - ・健康上の問題があると認められる場合、本人に対し検診命令を実施。検診結果を基に稼働能力の有無等を把握
- ◆ 他法関係の資格調査
 - ・年金の受給権の有無、受給額等を年金事務所へ照会
 - ・児童扶養手当等の受給の可否を関係部局へ照会
- ◆ 扶養義務者への照会
 - ・配偶者や三親等内の親族等の扶養義務者に対し、経済的支援等の可否を文書で照会

保護否

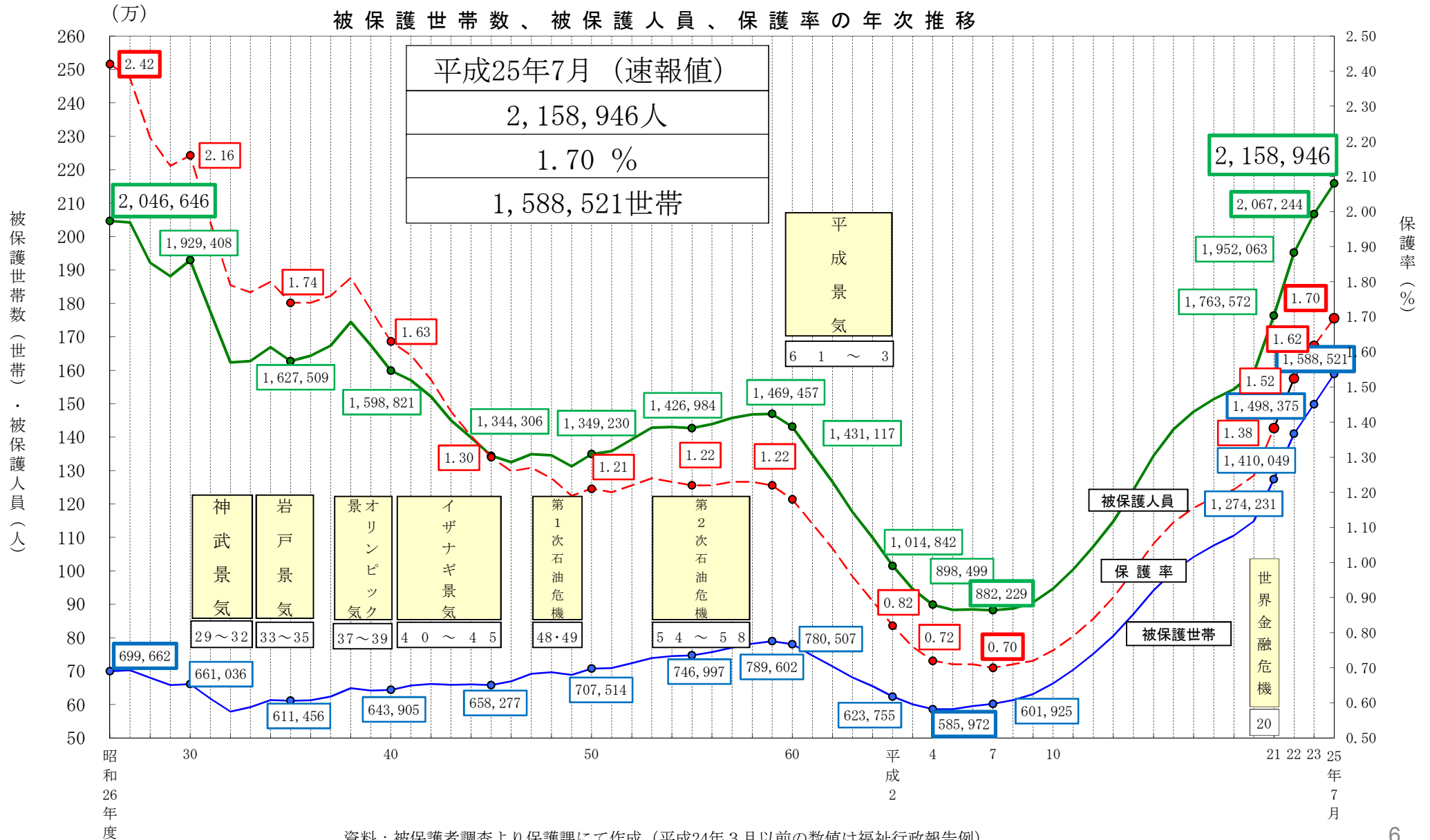
申請却下

保護要

保護開始

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は215万人であり、一昨年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



都道府県・指定都市・中核市別保護率(平成25年7月時点)

○全国平均保護率: 1.70%(1.05%)

○都道府県別保護率

上位10都道府県		
	保護率(%)	
大阪府	3.42	(1.96)
北海道	3.15	(2.20)
高知県	2.82	(1.91)
福岡県	2.61	(1.76)
沖縄県	2.40	(1.42)
京都府	2.38	(1.73)
青森県	2.24	(1.45)
長崎県	2.22	(1.36)
東京都	2.21	(1.41)
鹿児島県	1.94	(1.30)

下位10都道府県		
	保護率(%)	
静岡県	0.80	(0.37)
滋賀県	0.80	(0.55)
山梨県	0.76	(0.35)
群馬県	0.71	(0.40)
石川県	0.65	(0.41)
山形県	0.63	(0.40)
岐阜県	0.58	(0.29)
長野県	0.54	(0.29)
福井県	0.49	(0.26)
富山県	0.33	(0.21)

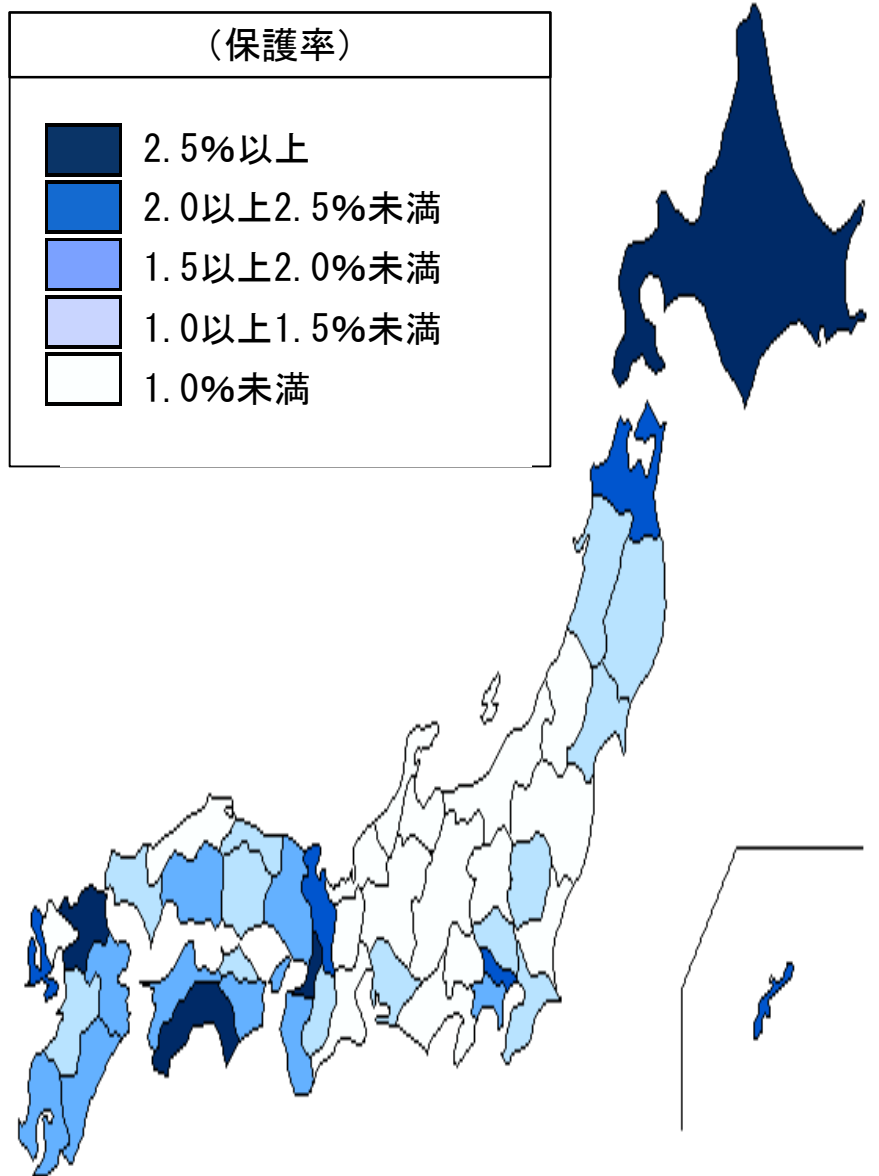
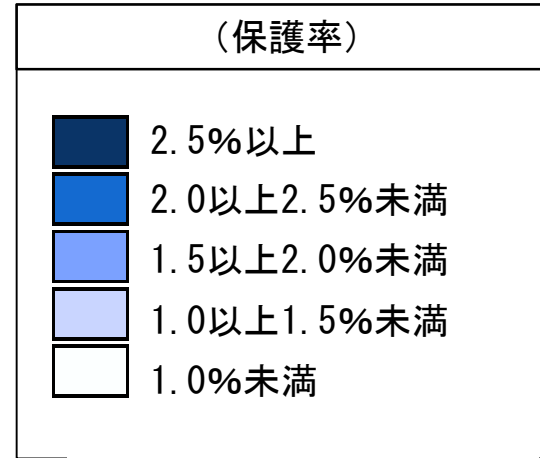
○指定都市別保護率

保護率(%)		
大阪市	5.66	(3.54)
札幌市	3.83	(2.50)
京都市	3.23	(2.42)
神戸市	3.18	(2.47)
堺市	3.08	(2.12)
福岡市	2.91	(1.76)
北九州市	2.49	(1.30)
広島市	2.39	(1.36)
川崎市	2.28	(1.67)
熊本市	2.24	(1.37)
名古屋市	2.18	(1.09)
千葉市	1.98	(1.00)
横浜市	1.90	(1.22)
岡山市	1.90	(1.42)
相模原市	1.85	(0.81)
仙台市	1.62	(0.90)
さいたま市	1.61	(0.68)
新潟市	1.42	(1.09)
静岡市	1.22	(0.60)
浜松市	0.94	(0.49)

○中核市別保護率

上位10市		
	保護率(%)	
函館市	4.68	(-)
東大阪市	4.17	(-)
尼崎市	3.98	(-)
旭川市	3.91	(2.84)
高知市	3.83	(2.74)
那覇市	3.60	(-)
長崎市	3.14	(1.78)
青森市	2.93	(-)
豊中市	2.61	(-)
鹿児島市	2.59	(1.70)

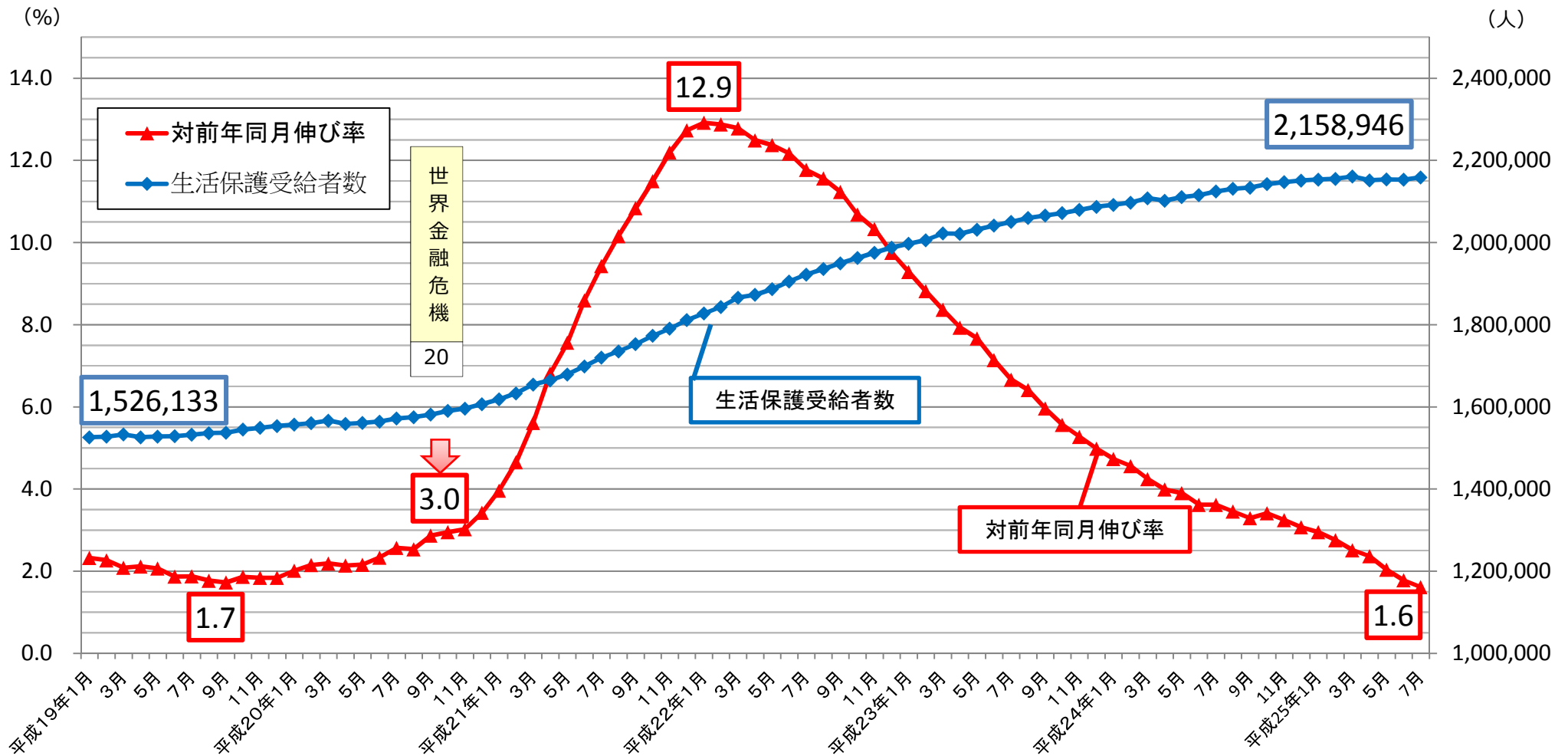
下位10市		
	保護率(%)	
前橋市	1.09	(-)
柏市	0.98	(-)
郡山市	0.95	(0.56)
金沢市	0.90	(0.54)
高崎市	0.83	(-)
長野市	0.80	(0.33)
豊橋市	0.66	(0.35)
豊田市	0.59	(0.29)
岡崎市	0.57	(0.23)
富山市	0.42	(0.29)



注1: 指定都市及び中核市数値は再掲
 注2: 括弧内は10年度前(平成15年度)の保護率

過去6年間の生活保護受給者数の推移

- 生活保護受給者数は平成25年7月現在で215万8,946人となっている。
平成20年10月頃の世界金融危機以降急増しており、平成20年5月以降増加傾向にあった。
- 7月の対前年同月伸び率は1.6%となり、平成22年1月の12.9%をピークに減少傾向が継続している。
(世界金融危機直前(平成20年10月)の伸び率は3.0%、過去6年で最も低い水準であった平成19年9月の1.7%とほぼ同等)



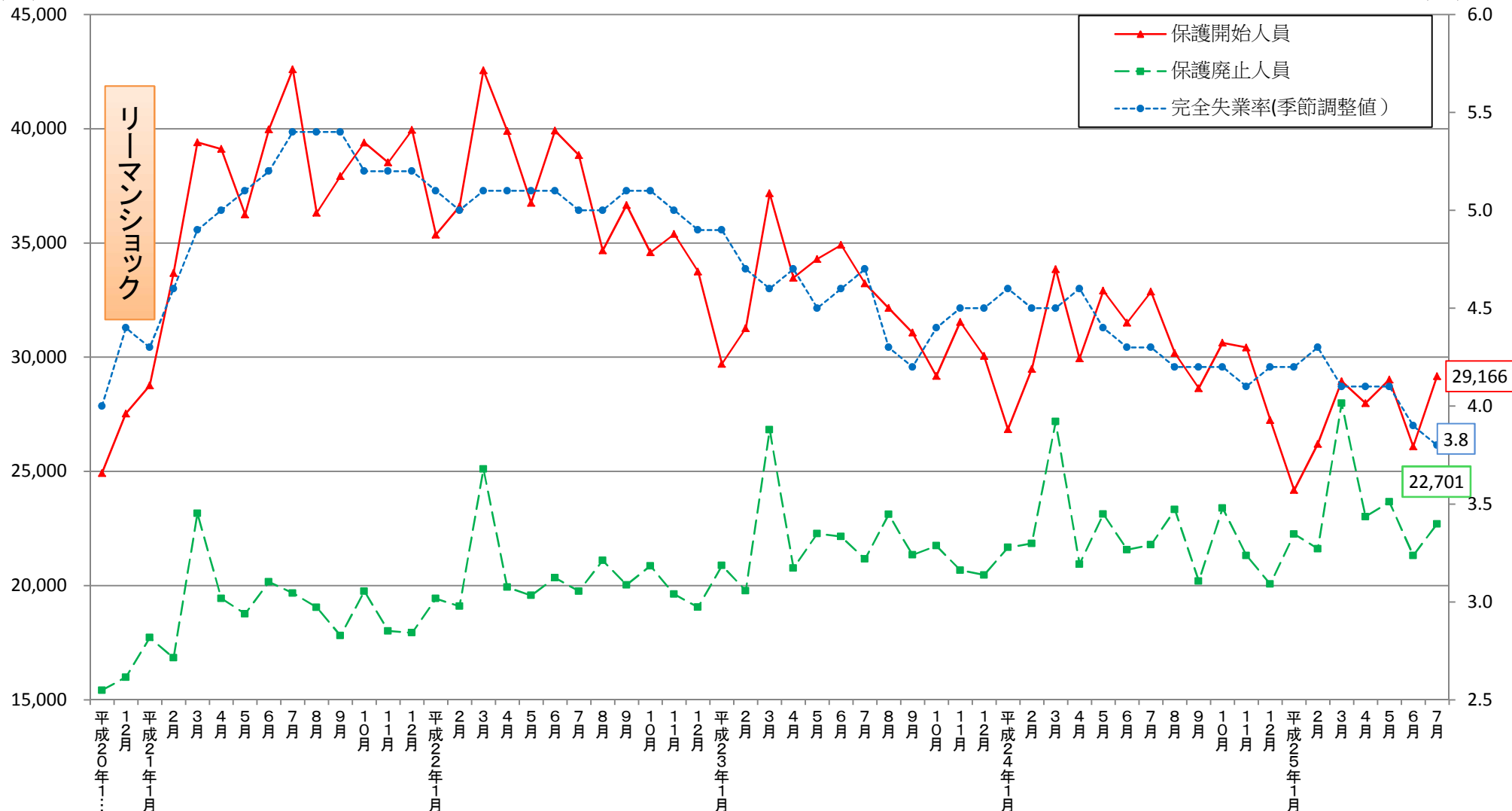
資料：福祉行政報告例、被保護者調査（平成24年4月以降）※平成24年4月以降は速報値

保護開始・廃止人員と失業率の推移

完全失業率と保護開始人員には正の相関関係がある。

保護開始人員・保護廃止人員
(人)

失業率
(%)



(注) 東日本大震災の影響により、平成23年3月から8月の失業率については、岩手県・宮城県・福島県を除いた数値を用いている。

(資料) 福祉行政報告例、被保護者調査(平成24年4月以降)※平成24年4月以降は速報値、労働力調査(総務省)

世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

10年度前と比較すると、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加。

◆平成15年度

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	939,733	435,804	82,216	336,772	84,941
構成割合 (%)	100	46.4	8.7	35.8	9.0

資料：平成15年度福祉行政報告例

◆平成25年7月（概数）

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	1,580,991	715,072	111,448	465,215	289,256
構成割合 (%)	100	45.2	7.0	29.4	18.3

資料：被保護者調査（平成25年7月概数）

3倍強増

世帯類型の定義

高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
 母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯
 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
 傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
 その他の世帯：上記以外の世帯

(参考)

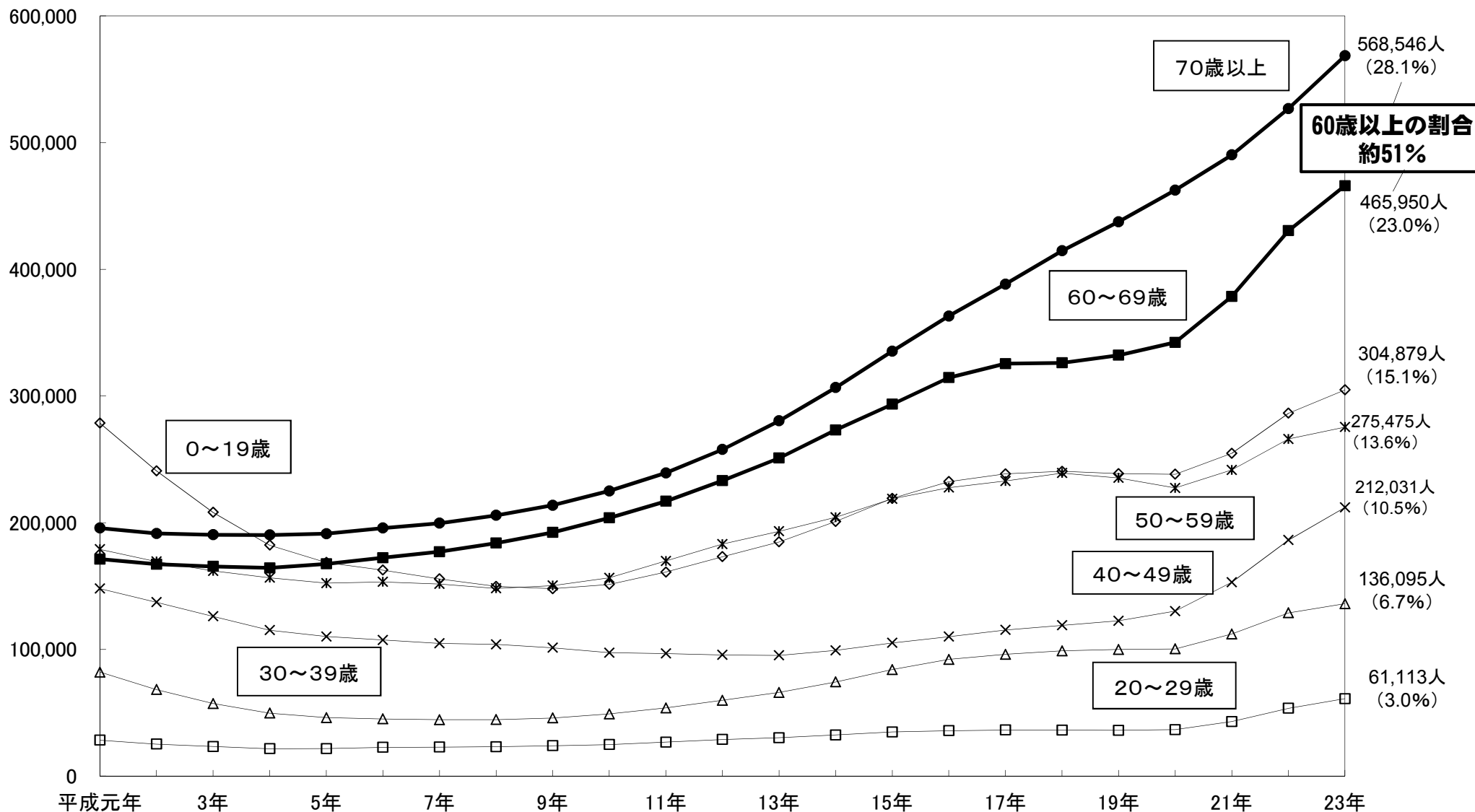
その他の世帯のうち、年齢階級別にみた世帯員の構成割合

- ・20～29歳：5.3%
- ・50歳以上：53.5%

(平成23年)

年齢階層別被保護人員の年次推移

- 年齢別の被保護人員としては、60歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、**全体の約51%は60歳以上の者。**



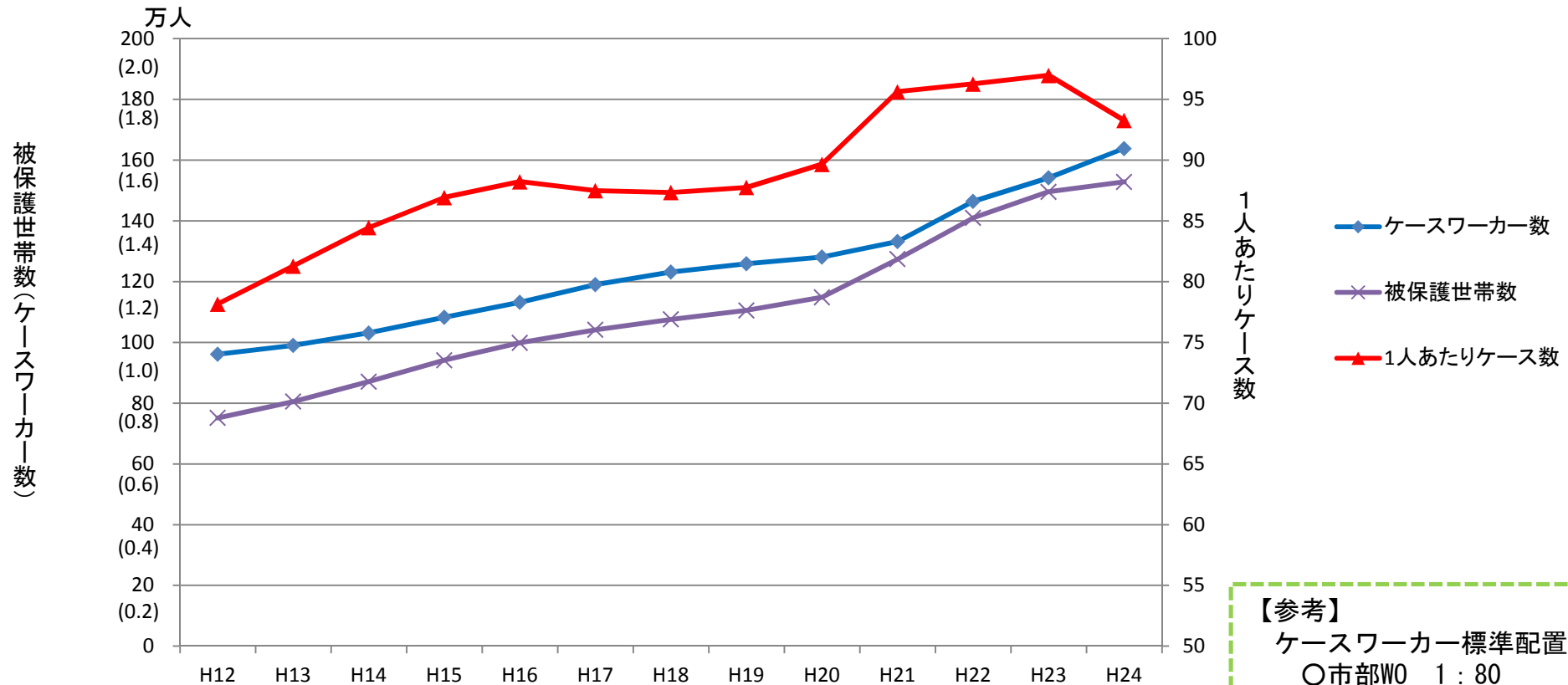
資料: 被保護者全国一斉調査(基礎調査)

被保護世帯数及びケースワーカー数の推移

○被保護世帯は増加傾向にある。

(H12年:75万1,303世帯 → H24年3月:152万8,381世帯)

○ケースワーカー数は増加(H12年:9,612人→H24年:16,386人)しており、1人あたりのケース数(被保護世帯数/ケースワーカー数)は年々増加していたが、H24年では減少している。(H12年:約78世帯→H24年:約93世帯)



(被保護世帯数)福祉行政報告例(H24の被保護世帯数は平成24年3月分の速報値)
 (ケースワーカー数)H12-H22監査資料、H23地方公共団体定員管理調査(総務省)、H24保護課調べ
 (注)ケースワーカー数には専任面接相談員を含まない。

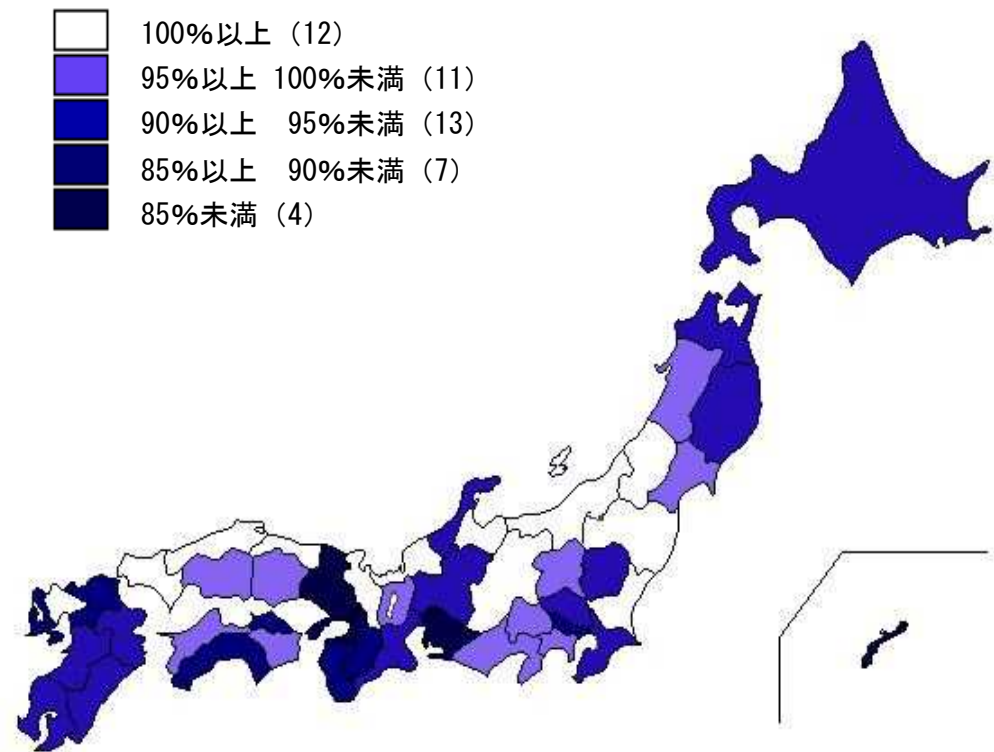
【参考】

ケースワーカー標準配置数
 ○市部W0 1:80
 ○郡部W0 1:65
 (社会福祉法第16条)

都道府県別ケースワーカーの充足状況（平成24年4月現在）

都道府県	充足率 (%)	【参考】保護率 (%)
全 国	88.8	1.64
北 海 道	92.9	3.09
青 森 県	92.9	2.20
岩 手 県	93.9	1.12
宮 城 県	95.3	1.13
秋 田 県	98.6	1.45
山 形 県	113.7	0.61
福 島 県	102.4	0.90
茨 城 県	110.9	0.85
栃 木 県	94.6	1.02
群 馬 県	100.0	0.67
埼 玉 県	92.8	1.25
千 葉 県	93.3	1.21
東 京 都	85.5	2.14
神 奈 川 県	98.1	1.66
新 潟 県	100.6	0.84
富 山 県	122.0	0.32
石 川 県	92.6	0.61
福 井 県	102.3	0.46
山 梨 県	98.4	0.68
長 野 県	104.3	0.53
岐 阜 県	91.2	0.56
静 岡 県	96.7	0.75
愛 知 県	80.1	1.03

都道府県	充足率 (%)	【参考】保護率 (%)
三 重 県	93.0	0.95
滋 賀 県	100.0	0.77
京 都 府	103.5	2.32
大 阪 府	69.2	3.39
兵 庫 県	83.8	1.88
奈 良 県	85.8	1.45
和 歌 山 県	86.3	1.47
鳥 取 県	116.7	1.20
島 根 県	130.0	0.85
岡 山 県	96.6	1.32
広 島 県	96.5	1.68
山 口 県	101.8	1.19
徳 島 県	96.3	1.91
香 川 県	85.8	1.15
愛 媛 県	98.6	1.51
高 知 県	85.6	2.78
福 岡 県	86.5	2.57
佐 賀 県	106.8	0.91
長 崎 県	86.3	2.13
熊 本 県	91.0	1.34
大 分 県	93.7	1.71
宮 崎 県	93.2	1.53
鹿 児 島 県	92.7	1.90
沖 縄 県	80.4	2.26



資料：被保護者調査
CW数：保護課調べ

※指定都市・中核市は都道府県に含む。

注) 保護率は被保護者調査(平成24年4月速報値)を基に算出

不正受給の状況

不正受給件数は毎年増加しており、そのうち5割強は稼働収入の無申告や過少申告

(1) 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の 金 額	告 発 等
	件	千円	千円	件
19	15,979	9,182,994	575	12
20	18,623	10,617,982	570	26
21	19,726	10,214,704	518	23
22	25,355	12,874,256	508	52
23	(※1) 35,568	(※2) 17,312,999	487	60

(※1) 全生活保護受給世帯数に占める不正受給件数の割合は2.4%(平成23年度)

(※2) 保護費総額に占める不正受給額の割合は0.5%(平成23年度)

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

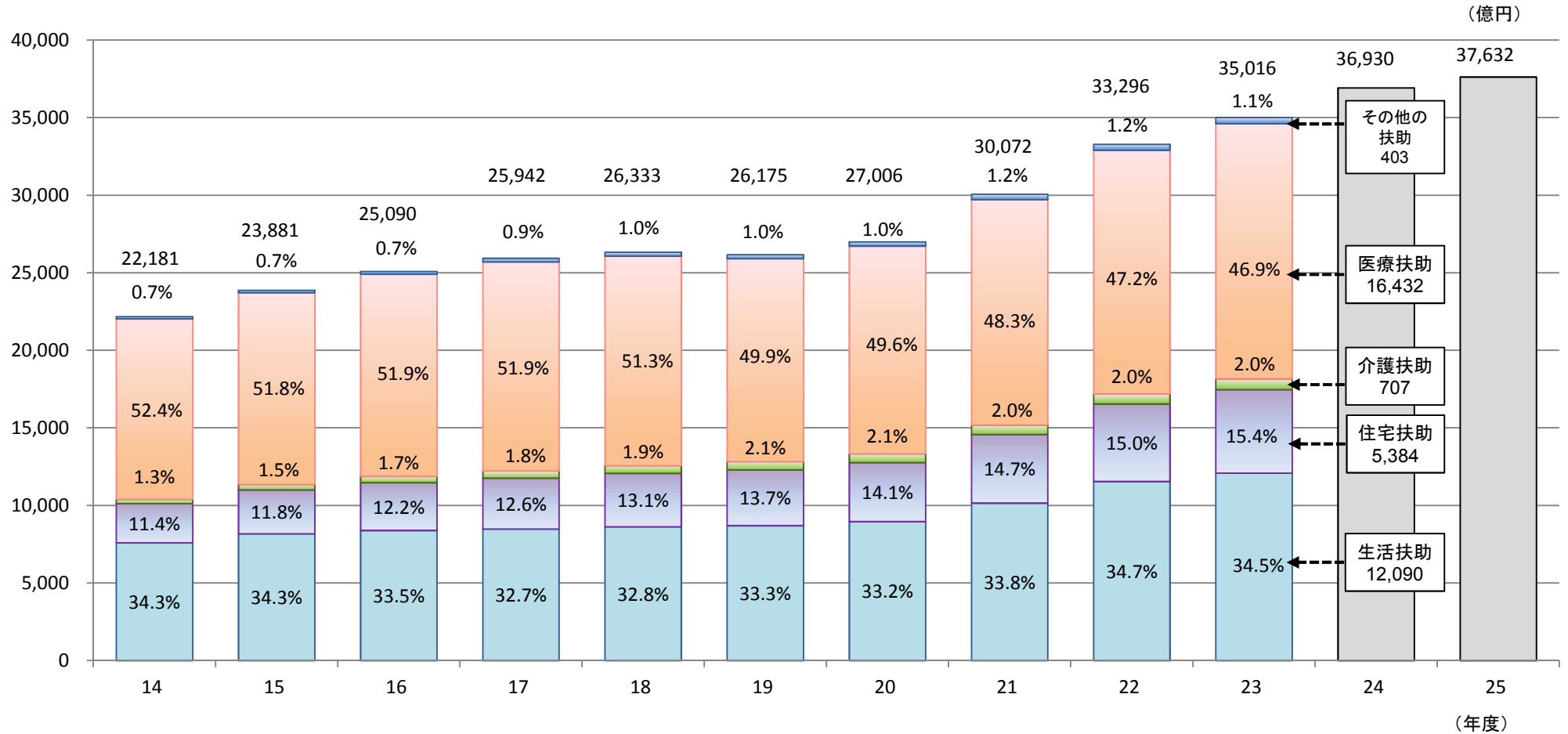
(2) 不正受給の内容

内 訳	平成23年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	16,038	45.1
稼働収入の過小申告	3,403	9.6
各種年金等の無申告	8,821	24.8
保険金等の無申告	1,325	3.7
預貯金等の無申告	688	1.9
交通事故に係る収入の無申告	527	1.5
その他	4,766	13.4
計	35,568	100.0

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は3.8兆円(平成25年度当初予算)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



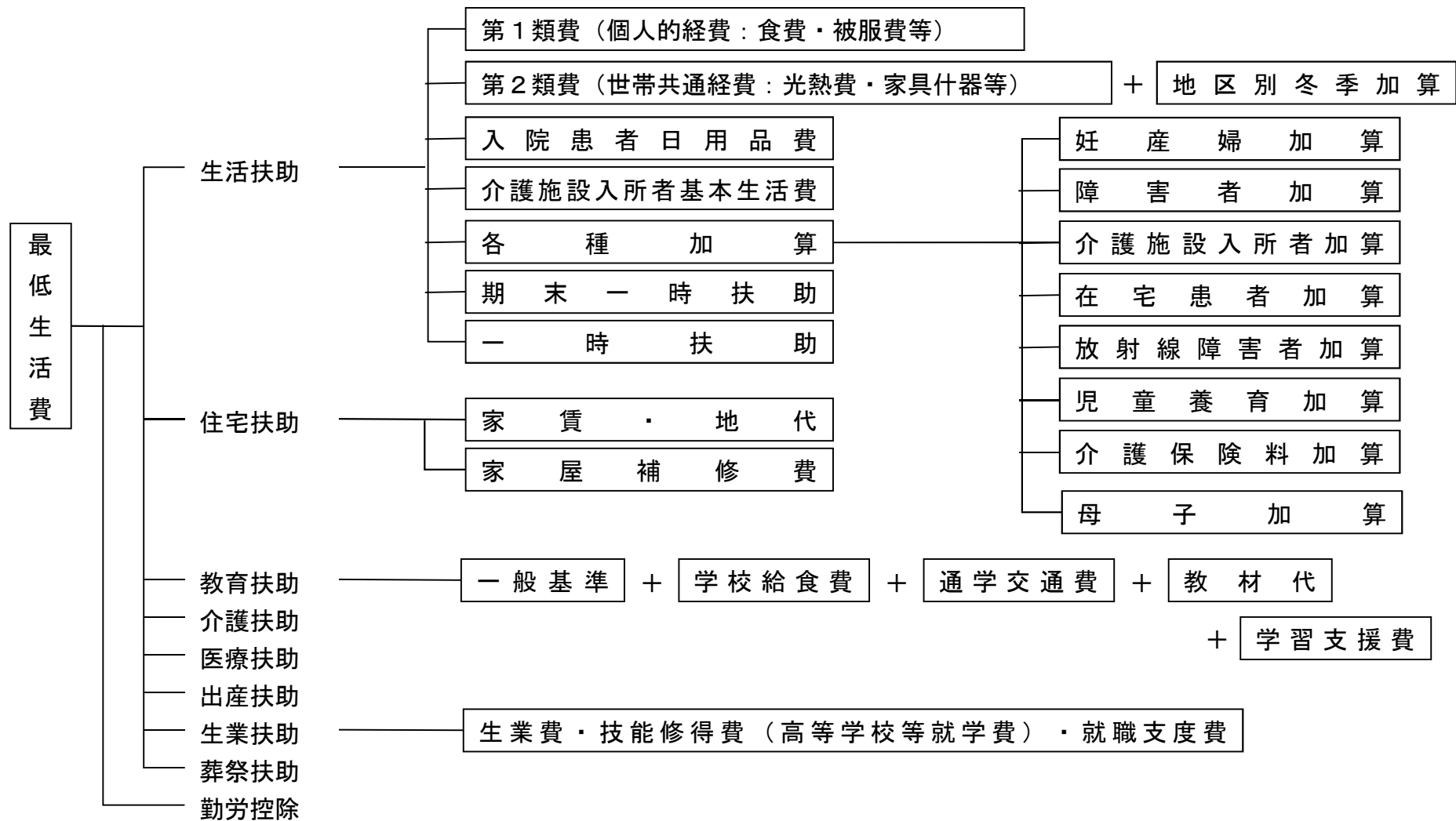
資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成23年度までは実績額、24年度は補正後予算額、25年度は当初予算額
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

最低生活費について

【最低生活費の体系】

最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



○各種扶助・加算の概要（平成25年8月）

（月額）

種類		概要	基準額(1級地-1の場合)	
生活扶助	第1類費	基本的な日常生活費のうち、食費や被服費など個人単位でかかる経費を補填するものとして支給	年齢別に設定(世帯人員別に通減率を設定)	
	第2類費	基本的な日常生活費のうち、水道光熱費や被服費など世帯単位でかかる経費を補填するものとして支給	世帯人員別に設定	
	冬季加算	冬季において増加する暖房費等の経費を補填するものとして、11～3月の5ヶ月間支給	世帯人員別、地区別に設定 VI区(東京都など)の3人世帯の場合:4,690円	
	入院患者日用品費	病院等に入院している被保護者に対し、身の回り品等の日常生活費を補填するものとして支給	2万2,780円	
	介護施設入所者基本生活費	介護施設に入所している被保護者に対し、利用者が施設に支払う身の回り品等の必需的な日常生活費を補填するものとして支給 (例. 歯ブラシ、下着、寝衣等)	9,730円以内	
	加算	妊産婦加算	妊産婦(妊娠中及び産後6ヵ月以内)である被保護者に対し、追加的に必要となる栄養補給等の経費を補填するものとして支給	妊娠6ヵ月未満の場合:8,990円 妊娠6ヵ月以上の場合:1万3,590円 産後の場合:8,350円
		母子加算	ひとり親世帯である被保護者に対し、貧困の連鎖の防止や子どもの教育機会を確保するためのものとして支給	子ども1人の場合:2万2,890円
		障害者加算	障害者である被保護者に対し、追加的に必要となる居住環境の改善のための費用や点字新聞などの雑費等の経費を補填するものとして支給	身体障害者障害等級1・2級の場合:2万6,420円 3級の場合:1万7,600円
		介護施設入所者加算	介護施設に入所している被保護者に対し、理美容品等の裁量的経費を補填するものとして支給(例. タバコ等嗜好品、教養娯楽費等)	9,730円
		在宅患者加算	在宅で療養に専念している患者(結核又は3ヶ月以上の治療を要するもの)である被保護者に対し、追加的に必要となる栄養補給等のための経費を補填するものとして支給	1万3,080円
		放射線障害者加算	放射能による負傷、疾病の患者である被保護者に対し、追加的に必要となる栄養補給等のための経費を補填するものとして支給	現罹患者の場合:4万2,430円 元罹患者の場合:2万1,220円
		児童養育加算	児童の養育者である被保護者に対し、家庭等における生活の安定の寄与、児童の健やかな成長に資するために支給	3歳未満の場合:1万5,000円 3歳以上の場合:原則1万円
		介護保険料加算	介護保険の第1号被保険者である被保護者に対し、納付すべき介護保険料に相当する経費を補填するものとして支給	実費
	期末一時扶助	年末において増加する食費や雑費等の経費を補填するものとして支給	単身世帯の場合:1万3,500円	
一時扶助	保護開始、出生、入学時などの際に、被服費や家具什器等の物資がなく、緊急やむを得ない場合に必要経費を補填するものとして支給	費目毎に設定 (被服費、家具什器費、移送費、入学準備金、その他)		
住宅扶助	家賃、間代等	借家借間に居住する被保護者に対し、家賃等や転居時の敷金、契約更新料などを補填するものとして支給	実費(地域に応じて上限額を設定) 東京23区の場合:5万3,700円(単身世帯) 6万9,800円(複数人世帯)	
	住宅維持費	居住する家屋の補修や、畳、建具等の従属物の修理、豪雪地帯においては雪囲い、雪下ろし等に必要経費を補填するものとして、必要を要すると認定された場合にのみ支給 (補修規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度)	年額11万7,000円	

種類		概要	基準額(1級地-1の場合)
教育扶助		小学生、中学生に対し、義務教育にかかる必要な学用品費や教材代、給食費等を補填するものとして支給 (※ 修学旅行代は文部科学省の就学援助制度から支給)	基準額:小学校2,150円、中学校4,180円 教材代、学校給食費、交通費:実費 学習支援費(学習参考書やクラブ活動費) :小学校2,560円、中学校4,330円
介護扶助		介護保険サービスの利用にかかる経費を補填するものとして支給	原則現物給付
医療扶助		病院等における医療サービスの利用にかかる経費を補填するもの	原則現物給付
出産扶助		出産に伴い必要となる分娩介助や検査、室料などの経費を補填するものとして支給	施設分娩の場合:実費(上限額24万5,000円以内) 居宅分娩の場合:実費(上限額24万9,000円以内)
生業扶助	生業費	生計の維持を目的とする小規模の事業を営むための資金又は生業を行うための器具、資料代の経費を補填するものとして支給	実費(上限額4万5,000円以内)
	技能修得費	技能修得費	実費(上限額7万5,000円以内) (※ 以下の場合には38万円以内で実費) ・生計維持に役立つ生業に付くため専修学校等で技能を修得し、自立助長に資することが確実に見込まれる場合 ・免許取得が雇用条件である等確実に就労に必要な場合に限って、自動車運転免許を修得する場合 ・雇用保険の教育訓練給付金の対象となる厚労大臣が指定する講座を受講し、自立助長に効果的と認められる場合(原則講座修了によって自立助長に効果的な公的資格が得られるものに限る)
		高等学校等就学費	高校生に対し、高等学校教育にかかる必要な学用品費や教材代、交通費等を補填するものとして支給 (※ 修学旅行代は、就学援助制度は義務教育のみであるため、支給対象外。アルバイトなどで自己負担。)
	就職支度費	就職が確定した者に対し、就職のために直接必要となる洋服代、履物等の購入経費、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費を補填するものとして、必要な場合に支給。	2万8,000円以内
葬祭扶助		葬祭に伴い必要となる葬祭料や読経料などの経費を補填するものとして支給	大人の場合:実費(上限額20万1,000円以内) 小人の場合:実費(上限額16万800円以内)
勤労控除	基礎控除	就労に伴い経常的に生じる就労関連経費を補填するとともに、就労意欲の助長を促進するため、就労収入の一部を手元に残すもの	就労収入額に応じて設定(全額控除額1万5,000円)
	新規就労控除	新たに継続性のある職業に従事した者に対し、新たに就労に就いたことに伴う就労関連経費を補填するもの	1万400円
	未成年者控除	就労している未成年者に対し、就労意欲を促し世帯の自立助長を図るため、就労収入の一部を手元に残すもの	1万1,400円

○最低生活保障水準の具体的事例（平成25年8月）

1. 3人世帯（夫婦子1人）【33歳、29歳、4歳】

（月額：単位：円）

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	166,810	159,860	152,700	146,490	139,720	133,120
住宅扶助（上限額）	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	236,610	218,860	205,700	192,490	179,820	167,220

2. 高齢者単身世帯【68歳】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	80,140	76,590	72,760	69,790	66,320	62,960
住宅扶助（上限額）	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合計	133,840	121,590	113,760	105,190	97,320	89,160

3. 高齢者夫婦世帯【65歳、65歳】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	120,440	115,110	109,350	104,870	99,670	94,620
住宅扶助（上限額）	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	190,240	174,110	162,350	150,870	139,770	128,720

4. 母子世帯【30歳、4歳、2歳】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	190,410	184,180	175,770	170,510	162,730	156,820
住宅扶助（上限額）	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	260,210	243,180	228,770	216,510	202,830	190,920

※ 住宅扶助の額は、1級地－1：東京都区部、1級地－2：千葉市、2級地－1：高松市、2級地－2：日立市、3級地－1：輪島市、3級地－2：八代市とした場合の上限額の例である。

生活扶助基準の改定方式の変遷

① 標準生計費方式(昭和21年～22年)

当時の経済安定本部が定めた世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とする方式。

② マーケットバスケット方式(昭和23年～35年)

最低生活を営むために必要な飲食物費や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式。

③ エンゲル方式(昭和36年～39年)

栄養審議会の答申に基づく栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算し、別に低所得世帯の実態調査から、この飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式。

④ 格差縮小方式(昭和40年～58年)

一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする方式。

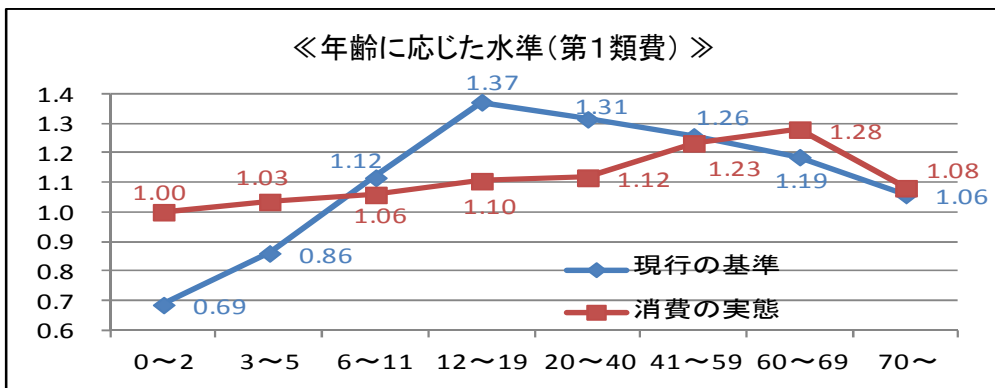
⑤ 水準均衡方式(昭和59年～現在)

当時の生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図るという方式。

生活保護基準部会の検証結果(年齢・世帯人員・地域差による影響)

生活扶助の基準(水準)と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかについて「5年に1度の定期的な検証作業」を行う。年齢・世帯人員、居住地域の3要素別にみて、検証を実施。

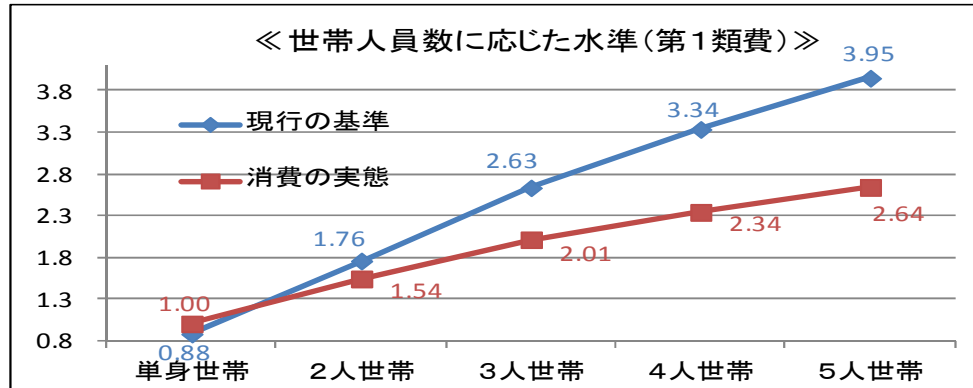
(1)「年齢別」の検証



【結果】

・現在の基準額と比べれば、消費実態は各年齢間の差が小さくなっている。

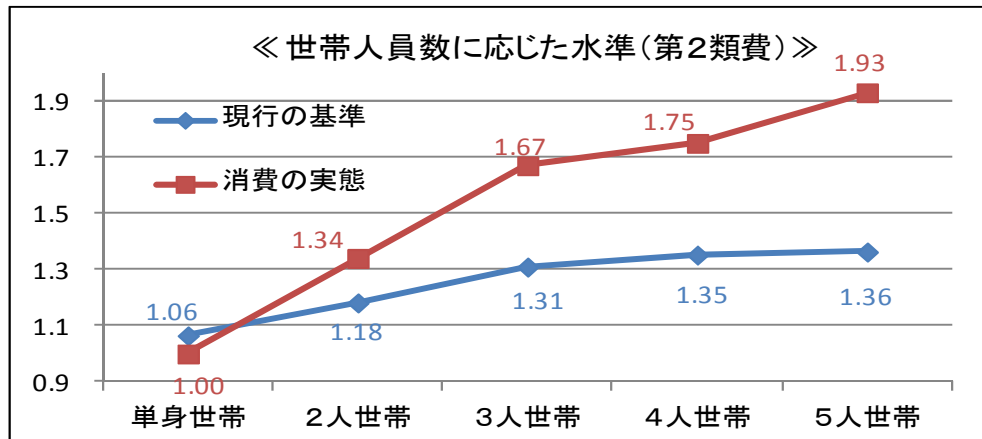
(2)「世帯人員別」の検証



【結果】

・現在の基準額(第1類費)と比べれば、消費実態は各世帯人員間の増加幅が小さくなっている。

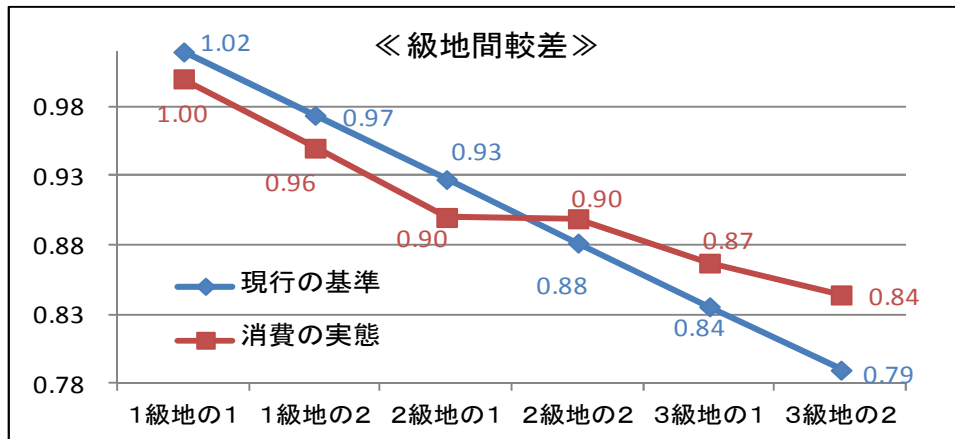
(2)「世帯人員別」の検証(続き)



【結果】

・現在の基準額(第2類費)と比べれば、消費実態は各世帯人員間の増加幅が大きくなっている。

(3)「居住地域(級地)別」の検証



【結果】

・現在の基準額の地域差(最大22.5%)と比べれば、消費実態の地域差(最大約16%)は小さくなっている。

生活扶助基準等の見直しの考え方と影響額

<生活扶助基準について以下の考え方に基づき見直す>

3年間の効果額:約670億円 (25年度効果額:約150億円)

① 今回の生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整 **【財政効果:90億円】**

② 前回見直し(平成20年)以降の物価の動向を勘案 **【財政効果:本体分 510億円、加算分 70億円】**

※生活扶助基準の見直しにあたっては、以下の激変緩和措置を講じる。

- ・ 見直しの影響を一定程度に抑える観点から、平成24年度基準からの増減幅は、過去の類例等を参考に、±10%を限度となるように調整する。
- ・ 生活扶助基準額の見直しは、平成25年8月から27年度まで、3年程度をかけて段階的に実施する。

<別途、期末一時扶助について以下の考え方に基づき見直す>

財政効果: 約70億円(25年(12月)分のみ)

○ 現在乳幼児から高齢者まで一律に人数倍した額を支給しているため、**経済性(スケールメリット)(※)**を勘案するよう見直す。

※ 家計における消費額は、世帯人数が増加しても単純に世帯人数倍されるのではなく、世帯内で共通して消費されるものがある等のため、世帯人数倍より低くなる

【例】二人世帯に支給される総額
24年度:28,360円 25年度:22,000円程度

(参考) 期末一時扶助
食費等の出費が増える傾向にある**年末にのみ支給**しているもの。

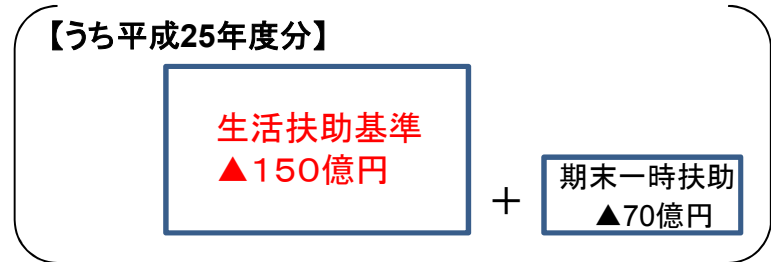
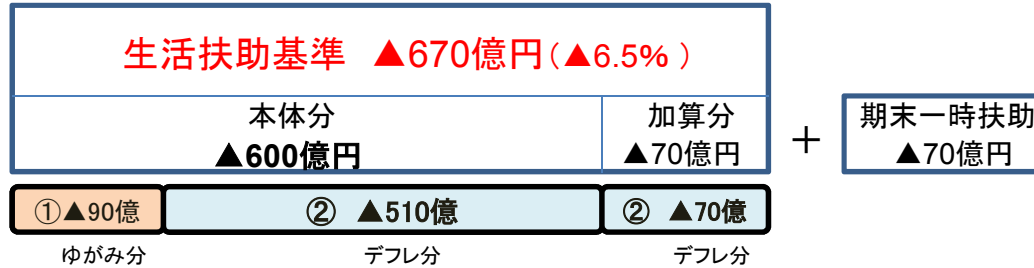
[24年度の期末一時扶助(1級地) 1人14,180円]
(複数人世帯の場合、単純に世帯人数倍した額が支給される)

生活扶助基準等の見直しについて

○ 生活扶助基準等の見直しの財政効果(マクロベース)

生活扶助基準については3年で670億円程度(国費ベース)、6.5%(※)程度の財政効果
 また、期末一時扶助の見直しを行い、70億円程度(国費ベース)の財政効果
※平成25年度概算要求額(生活扶助10,169億円)との比較

【3ヶ年合計】



○ 個々の世帯に着目した見直しの概要(ミクロベース)

- 物価の下落を勘案した調整については受給者全員に影響する。
 - しかし、体系・級地等の「歪み」を調整することにより、70%の世帯の見直し幅は物価の下落幅を下回る。(※)
 - また、9%~10%減額となる世帯は2%。
- ※物価の下落幅に一致する場合も含む。一部には増加する者もいる。

(本体部分で減額幅が10%調整の対象となった世帯は6%)

① ゆがみ調整分	体系及び級地の歪みの調整結果を反映。
② デフレ調整分 4.78%	前回見直し(平成20年)以降、基準額は見直されていないが、その間デフレ傾向が続いている。このため、実質的な購買力を維持しつつ、客観的な経済指標である物価を勘案して基準額の改定を行う。



【生活扶助基準額見直しによる影響の分布】

対24年度増減率	該当世帯割合
▲10%~▲5%	25%
▲5%~0%	71%
0%~2%	3%
▲4.78%~2%	70%

生活扶助基準額の見直しの具体例

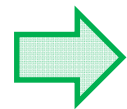
		【平成24年度】				(医療扶助)	【平成25年8月】		【平成27年度以降】		(単位:万円)	
		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	合計①		生活扶助	合計②	生活扶助	合計③	②-①	③-①
夫婦と子1人 (30代20代4歳)	都市部	17.2	4.6	—	21.8	(7.6)	16.7	21.3	15.6	20.2	△0.5	△1.6
	町村部	13.6	1.6	—	15.2	(7.6)	13.3	14.9	12.8	14.4	△0.3	△0.8
夫婦と子2人 (40代夫婦と 小・中学生)	都市部	22.2	4.7	1.3	28.2	(12.4)	21.6	27.6	20.2	26.2	△0.7	△2.0
	町村部	17.7	1.9	1.3	20.9	(12.4)	17.2	20.4	16.2	19.4	△0.5	△1.5
70代以上 単身	都市部	7.7	3.6	—	11.3	(9.6)	7.6	11.2	7.4	10.9	△0.1	△0.3
	町村部	6.0	1.1	—	7.1	(9.6)	6.0	7.1	6.0	7.1	△0.0	△0.1
60代単身	都市部	8.1	3.6	—	11.7	(8.3)	8.0	11.6	7.9	11.5	△0.1	△0.2
	町村部	6.3	1.1	—	7.4	(8.3)	6.3	7.4	6.4	7.5	+0.0	+0.1
70代以上 夫婦	都市部	11.4	4.2	—	15.6	(19.2)	11.2	15.4	10.9	15.1	△0.2	△0.6
	町村部	9.0	1.3	—	10.3	(19.2)	8.8	10.1	8.8	10.1	△0.1	△0.2
60代夫婦	都市部	12.2	4.2	—	16.4	(16.5)	12.0	16.2	11.7	15.9	△0.2	△0.5
	町村部	9.5	1.3	—	10.8	(16.5)	9.5	10.8	9.5	10.8	+0.0	+0.0
41～59歳 単身	都市部	8.3	3.6	—	11.9	(6.4)	8.2	11.8	7.9	11.5	△0.1	△0.4
	町村部	6.4	1.1	—	7.5	(6.4)	6.4	7.5	6.4	7.5	△0.0	△0.0
20～40歳 単身	都市部	8.5	3.6	—	12.1	(3.5)	8.3	11.9	7.8	11.4	△0.2	△0.7
	町村部	6.6	1.1	—	7.7	(3.5)	6.5	7.6	6.3	7.4	△0.1	△0.3
母と子1人 (30代・4歳)	都市部	15.0	4.2	—	19.1	(5.1)	14.7	18.9	14.1	18.3	△0.3	△0.8
	町村部	12.0	1.3	—	13.3	(5.1)	11.9	13.2	11.7	13.0	△0.1	△0.3

生活扶助は世帯員がいれば必ず支給される冬季加算、母子加算、児童養育加算を含む。住宅扶助と医療扶助は平成22年度平均に基づき計上した。これらの世帯類型で生活保護受給世帯全体の約8割を占める(例示にある個別の年齢構成だけでないことには留意)。端数処理により合計・差額が一致しないことがある。

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（対応方針）

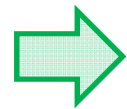
1. 個人住民税の非課税限度額等

（医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む）



- 25年度は影響は無い。
- 26年度以降の税制改正において対応。
- 非課税限度額を参照しているものは、26年度以降の税制改正を踏まえて対応。

2. その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度



- ① 生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。（就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等）
- ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。（中国残留邦人への給付等）

3. 地方単独事業

（例：準要保護者に対する就学援助）



- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼

生活保護基準に関する主な意見

生活保護基準部会報告書(平成25年1月18日)

- (中略)さらに本部会の議論においては、国際的な動向も踏まえた新たな最低基準についての探索的な研究成果の報告もあり、将来の基準の検証手法を開発していくことが求められる。(以下略)
- 加算制度及び他の扶助制度についても、統計データの収集方法、検証手法の開発等について本部会において速やかに検討を行うべきである。その際は他の社会保障制度のこれまでの見直しなどを踏まえながら、今日におけるその本質的な意義等を考慮することが必要である。なお、生活扶助の年齢区分や級地区分の在り方についても検討すべきとの意見があった。

財政健全化に向けた基本的考え方(財政制度等審議会平成25年5月27日)

④生活保護

生活保護については、平成25年度予算編成過程において、生活扶助基準や医療扶助について、一定の適正化が図られた。一方、厚生労働省社会保障審議会生活保護基準部会報告書にも、その趣旨が記載されているとおり、(ア)生活扶助以外の扶助制度、(イ)生活扶助等に対する各種加算制度の根本的なあり方、などの検討は今後の課題となっている。生活保護の一層の適正化に向けて、これらの点について、社会保障審議会生活保護基準部会においてさらなる検討が行われることが期待される。

経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)

(生活保護・生活困窮者支援)

- ・支援の在り方(加算制度や各種扶助の給付水準)を速やかに検討し、見直す。不適正・非効率な給付を是正する。
- ・働くことの可能な被保護者には、本人の就労へのインセンティブを強化するとともに、被保護者を取り巻く支援環境を整える。
- ・生活困窮者に対する早期支援と貧困の連鎖の防止対策を強化する。

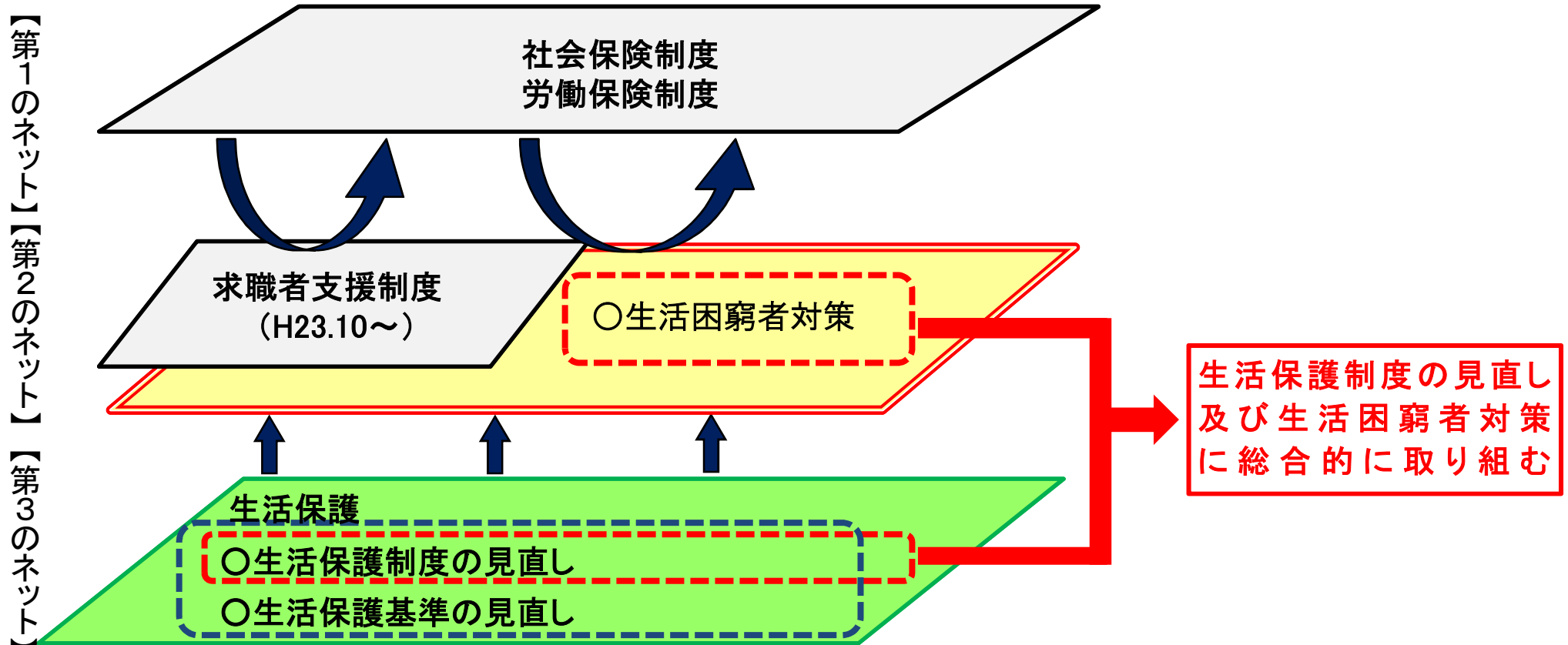
平成25年度予算執行調査結果(財務省平成25年7月26日)

厚生労働省においては(中略)住宅扶助のあり方について、社会保障審議会生活保護基準部会等の場において検討を開始する必要がある。

また、その際には、被保護者等を劣悪な施設に集めて住ませ、その意に反して利用料を搾取する、いわゆる「貧困ビジネス」に対する規制の要否・あり方についても検討が求められる。

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像①

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像②

1. 生活保護法の改正

〈ポイント〉

支援が必要な人に確実に保護を実施するという考え方は維持しつつ、以下の見直しを実施（**今通常国会に提出するも審議未了により廃案**）

- ①生活保護受給者の就労・自立の促進（就労自立給付金（※）の創設等）
※保護受給中の就労収入額の範囲で一定額を仮想的に積み立て、安定した職業に就いたことで保護廃止に至った場合に限り支給
- ②不正・不適正受給対策の強化（地方自治体の調査権限強化、罰則の引上げ等）
- ③医療扶助の適正化（指定医療機関制度の見直し等）・後発医薬品の使用促進

2. 生活困窮者の就労・自立支援のための新法の制定

〈ポイント〉

生活保護にいたる前の自立支援策の強化を図るため、以下を主な内容とする生活困窮者対策を実施（**今通常国会に提出するも審議未了により廃案**）

- ①利用者の状況に応じて最適な支援策を早期・包括的に提供する相談支援事業の創設
- ②離職により住まいを失った人等に対して家賃相当を有期で支給
- ③生活訓練や社会訓練等を含む就労支援策の創設
- ④生活困窮家庭の子どもへの学習支援等の実施 等

3. 生活保護基準の見直し

〈ポイント〉

以下の考え方により生活保護基準の見直しを実施（**平成25年度予算に反映**）

- ①年齢・世帯人員・地域差による影響の調整
- ②前回（平成20年）の見直し以降の物価の動向の勘案
- ③必要な激変緩和措置の実施

必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずる。

主な改正内容

1. 就労による自立の促進

- 安定した職業に就くことにより保護からの脱却を促すための給付金を創設する。

2. 健康・生活面等に着目した支援

- 受給者それぞれの状況に応じた自立に向けての基礎となる、自ら、健康の保持及び増進に努め、また、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。(※)

3. 不正・不適正受給対策の強化等

- 福祉事務所の調査権限を拡大する（就労活動等に関する事項を調査可能とするとともに、官公署の回答義務を創設する。）。
- 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せをする。
- 不正受給に係る返還金について、本人の事前申出を前提に保護費と相殺する。
- 福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする。

4. 医療扶助の適正化

- 指定医療機関制度について、指定（取消）に係る要件を明確化するとともに、指定の更新制を導入する。
- 医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、受給者に対し後発医薬品の使用を促すこととする。(※)
- 国（地方厚生局）による医療機関への直接の指導を可能とする。

施行期日

平成26年4月1日（一部(※)平成25年10月1日）

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法案の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」(有期)を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「**一定の基準に該当する事業であることを認定**」する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2/3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

目的

- この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。
- ※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

大綱の策定・基本的施策

- 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。
- 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。
- ※委員会決議
政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。
- 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議(関係閣僚で構成)を設置する。

施行期日等

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。